

## ■農道整備（利便性の向上）

(事業名) <b>農道整備事業（基幹農道、一般農道）</b>	事業主体 県
-----------------------------------	--------

### ■事業の目的

農産物流通の合理化等による地域農業の振興を初め、生活環境の向上や防災・減災などの機能を有する農道の整備を通し、農村地域の社会生活を支える。

### ■事業のポイント

- 高率補助（国50%、県25～33.3%）
- 目的、対象地域また事業規模(受益、事業費)などから事業を選択

### ■事業内容

農道、農道橋等の新設、廃止又は変更

### ■施工事例

#### 農道新設工事



#### 農道付帯施設工事



トンネル



橋 梁

## ■採択要件

		基幹農道	一般農道	
			一般型	農業集落間型
対象地域		農業振興地域	農用地区域	農用地区域【振興山村、過疎地域、特農地域のみ】
採 択 要 件	受益面積	50(30)ha以上	50(30)ha以上	30ha以上
	総事業費	1億円以上	5千万円以上	5千万円以上
	幅員	車道4m以上	全幅員4.5m以上	車道4m以上
	効果	投資効率1.0以上 農業効果50%以上	投資効率1.0以上 農業効果50%以上	投資効率1.0以上 農業効果50%以上
備考		「改良」の場合、「農道」或は「その他道路」で管理されていること		

※（ ）内は中山間地域

## ■事業主体及び負担区分

		基幹農道	一般農道	
			一般型	集落間型
事業主体		県	県	県
負 担 区 分	国	50.0%	50.0%	50.0%
	県	33.3%	25.0%	32.5%
	地元 (市町村)	16.7%	25.0%	17.5%

## ■広域農道整備事業について

- H21年度に政府の「事業仕分け」により農道整備事業は廃止され、継続地区は従来の農道整備事業のまま完了まで運用することとなった。
- 以後、新規地区は農山漁村地域整備交付金事業の「通作条件整備」として運用されることとなったため、広域農道クラスの大規模地区も、基幹農道、又は一般農道として事業化を目指すこととなる。

【参考：広域農道整備事業の採択要件等】

受益面積	総事業費	負担区分			備考
		国	県	地元	
1,000ha(300)以上	20億円以上	50%	42.5%	7.5%	( )内は中山間地域

※広域農道整備事業は、「郡上南部地区」（郡上市）が継続中。

## ■農道整備（利便性の向上）

(事業名) <b>ふるさと農道整備事業</b>	事業主体 県
----------------------------	--------

### ■事業の目的

地域の実情に応じ、農地の持つ国土保全機能を維持するため、持続可能な営農活動に資する農道整備を行い、農村地域の振興と生活環境の改善を図る。

### ■事業のポイント

- 県単事業としては高率補助事業（県：72.5%（特殊地域75%））
- 土地改良法の手続きが不要
- 起債対象事業（起債充当率90%（うち算入率30%））

### ■事業内容

農道の新設、路線改良、拡幅改良、安全施設等の付帯施設の新設、改良など

### ■施工事例

#### 農道新設工事（ふるさと農道）



### ■対象地域

県下全域

## ■採択要件

- 前幅員が4 m以上であること
- 投資効率が1.0以上かつ農村振興効果が総費用の50%以上であること

### 組合せ施行事業

#### 【促進型事業】

県営国庫補助事業計画区間と本事業計画区間が重複したときに、国庫補助事業の計画に重要な変更を与えない区間について実施するものであること

#### 【合併型事業】

県営国庫補助事業計画区間、又は計画区間において、国庫補助事業と併せて行うことにより、農道としての機能をより拡大するものであること

### 単独型事業

- ・ 受益地がおおむね30 ha以上であること
- ・ 総事業費が2千万円以上であること

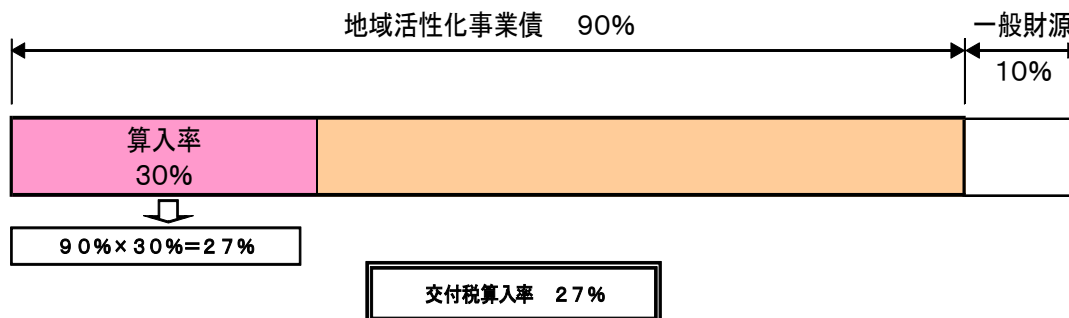
## ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：

	県	地元
一般地域	72.5%	27.5%
特殊地域(豪雪・急傾斜地)	75%	25%

財政措置：



## ■農道整備（橋梁の耐震化等の安全対策）

(事業名) <b>県営農道施設強化対策事業</b>	事業主体 県
------------------------------	--------

### ■事業の目的

農道における重要な構造物である橋梁の耐震化、補修や交通安全対策、路面の改良等を行い、整備水準の維持・向上を図るとともに、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。

### ■事業のポイント

- 市町村の管理道路を県が事業主体となって整備
- 土地改良法の手続きが不要

### ■事業内容

#### ・点検診断

ライフサイクルコストの低減を図るため、農道施設の点検診断を実施

#### ・農道機能強化対策

老朽化により機能低下した施設（橋梁など）の修繕や補強、更新、並びに施設機能の保全に必要なその他工事（舗装の打替え）

### ■施工事例

#### 橋梁耐震対策工事（落橋防止工事）



実施前



実施後

## 橋梁耐震対策工事



沓座の拡幅



落橋防止装置の設置



変異制限装置の設置



橋脚補強（施工中）

### ■対象地域

県下全域

### ■採択要件

- 農林水産省所管事業により農道として造成された路線、ふるさと農道緊急整備事業により造成された路線であること
- 受益面積の合計が50(30)ha以上であること  
( )は条件不利地域で、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法に基づき指定された地域
- 総事業費が3千万円以上であること
- 農業効果額が総費用の50%以上であること

### ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50%、県：25%、市町村等：25%

## ■農道整備（農道施設の安全対策）

(事業名)	事業主体 市町村
<b>新</b> 団体営農道保全計画策定事業（R4～）	

### ■事業の目的

農道施設（農道橋、トンネル）は農山村地域にとって重要な社会資本の一部を担っており、施設管理者においては保全計画に基づき耐震補強など農道施設の機能強化対策などを進める必要がある。

この保全計画については、施設管理者である市町村が施設の劣化・損傷などの点検、診断を定期的（5年ごと）に実施し、併せて保全計画の見直しを行い災害に強い農村づくりを推進していく。

### ■事業のポイント

- 市町村が管理する農道施設等の点検診断、保全計画の作成（更新）
- 受益面積要件なし

### ■事業内容

#### ・点検診断、及び保全計画の策定

施設管理者が行う点検診断、保全計画（個別施設計画）の作成（更新）を実施

### ■対象地域

県下全域

### ■採択要件

- 農林水産省所管事業（ふるさと農道含む）により造成され、現在も農道として管理している施設。

※現在、その他市町村道で管理している施設であっても、将来、農林水産省所管事業（県営農道施設強化対策事業等）で整備を予定している施設も含む。

### ■事業主体及び負担区分

事業主体：市町村

負担区分：国：50%、市町村：50%